

岐阜県公報

第 六 百 八 十 号
令和 八 年 四 月 二 十 四 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

(建 築 指 導 課) 一 六 七

告 示

包括外部監査契約の締結

(行 政 管 理 課) 一 六 七

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地 域 福 祉 課) 一 六 八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 一 六 八

指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 一 六 八

指定医療機関の休止の届出

(同) 一 六 九

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 一 六 九

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 一 六 九

公 示

土地改良事業の工事の完了

(農 地 整 備 課) 一 七 〇

土地改良区役員の退任及び就任

(西 濃 農 林 事 務 所) 一 七 〇

土地改良区の定款の変更認可

(揖 斐 農 林 事 務 所) 一 七 一

土地改良区役員の退任及び就任

(中 濃 農 林 事 務 所) 一 七 一

土地改良区の定款の変更認可

(同) 一 七 二

土地改良区の定款の変更認可

(可 茂 農 林 事 務 所) 一 七 二

落札者等に関する公示

(恵 那 特 別 支 援 学 校) 一 七 三

規 則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十号

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第八項第二号口」を「第十三条の三第九項第二号口」に、「第二十一条の十九第九項第二号口」を「第二十一条の十九第十項第二号口」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により告示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 契約の期間の始期 令和八年四月一日
- 二 費用の額の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 四 契約の相手方 住所 愛知県名古屋市中千種区丸山町一丁目四二番地の二
氏名 香田 浩一
資格 公認会計士

岐阜県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鷺沼メンタルクリニック	各務原市鷺沼東町六丁目七九番地 一 フラザカトウニフ 北側	令和 八・ 四・ 一
高山市国民健康保険丹生川診療所	高山市丹生川町方八八番地	同
スギ薬局 美濃加茂北店	美濃加茂市山手町一丁目一〇八番地	同

岐阜県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日本調剤西濃薬局	揖斐郡大野町下磯二九三番地一	令和 八・ 三・ 一

岐阜県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 医療法人健真会 いぬかいファミリ ィクリニック	美濃加茂市下米田町今一三四一	令和 八・ 三・ 一
旧 野尻内科医院		

岐阜県告示第二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称 所 在 地 休 止 年 月 日

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

社会福祉法人明耀会

可児市瀬田八八番地

通所介護

デイサービスセンター田の社

瀬

可児市瀬田八八番地

令和 八・二・一

岐阜県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

医療法人健真会
かいファミリークリニ
ック

美濃加茂市下米田町今一三四一 令和 八・三・一

岐阜県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施設者の住所 年 月 日 指 定

二 村 輝 徳 マルモ訪問マッサ 下呂市馬瀬名丸七 六

令和 八・三・一

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	東蛇池地区	令和七・二・八

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	旧六ヶ村	令和八・三・三	土地改良	年月日	退任	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	同	理事	古川 正明	養老郡養老町町田 一九一番地五
同	同	同	同	同	同	同	水谷 治	養老町有尾 三五番地
同	同	同	同	同	同	同	寺倉 達	養老町横屋 二五八番地
同	同	同	同	同	同	同	花井 敏明	養老町町田 六七番地
同	同	同	同	同	同	同	寺倉 透	養老町横屋 二四六番地一
同	同	同	同	同	同	同	竹中 孝道	海津市南濃町志津 一九五七番地三

就任した役員

土地改良区	旧六ヶ村	令和八・四・一	土地改良	年月日	就任	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	同	理事	鈴木 恵子	養老郡養老町横屋 二二八番地二
同	同	同	同	同	同	同	水谷 治	養老町有尾 三五番地
同	同	同	同	同	同	同	花井 敏明	養老町町田 六七番地
同	同	同	同	同	同	同	寺倉 透	養老町横屋 二四六番地一
同	同	同	同	同	同	同	川瀬 輝明	養老町町田堤塘 無番地
同	同	同	同	同	同	同	竹中 孝道	海津市南濃町志津 一九五七番地三
同	同	同	同	同	同	同	下平 小夜子	南濃町駒野 九四八番地二
同	同	同	同	同	同	同	安部 正博	養老郡養老町釜段 六八七番地
同	同	同	同	同	同	同	三輪 隆広	海津市南濃町庭田 八〇二番地
同	同	同	同	同	同	同	三輪 徳重	南濃町志津新田四六二番地八

同	同	同	同	同	同	同	岡田 秀光	南濃町駒野 一七四番地
同	同	同	同	同	同	同	古市 和男	南濃町庭田 七六六番地
同	同	同	同	同	同	同	加藤 治夫	南濃町上野河戸 八六五番地
同	同	同	同	同	同	同	三輪 徳重	南濃町志津新田四六二番地八
同	同	同	同	同	同	同	西脇 敦司	南濃町戸田 九四〇番地
同	同	同	同	同	同	同	伊藤 義正	南濃町戸田 九四五番地一
同	同	同	同	同	同	同	野崎 勝己	南濃町志津 一六八六番地一
同	同	同	同	同	同	同	野崎 康文	南濃町志津 一一二八番地
同	同	同	同	同	同	同	古川 善和	養老郡養老町町田 二五七番地
同	同	同	同	同	同	同	堀田 紀史雄	海津市南濃町津屋 二二九〇番地
同	同	同	同	同	同	同	森 敏雄	南濃町津屋 二二〇〇番地二
同	同	同	同	同	同	同	佐藤 正和	南濃町津屋 八三六番地
同	同	同	同	同	同	同	栗田 鉄治	南濃町上野河戸五一〇番地一

同	西脇敦司	同	南濃町戸田	九四〇番地
同	伊藤義正	同	南濃町戸田	九四五番地一
同	野崎勝己	同	南濃町志津	一六八六番地一
同	野崎康文	同	南濃町志津	一一二八番地
監事	古川郁夫	養老郡養老町	町田	五三番地四
同	加藤治夫	海津市南濃町	上野河戸	八六五番地
同	高木勝義	同	南濃町戸田	八九〇番地
同	佐藤正和	同	南濃町津屋	八三六番地
同	栗田鉄治	同	南濃町上野河戸	五一〇番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
揖東土地改良区	令和八・四・一〇

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	令和八・三・六	理事	藤田修	関市下有知	一五二番地一の一
		理事	平田益夫	関市下有知	五二一一番地四
		理事	篠田文良	関市下有知	三三三九番地
		理事	尾口昭浩	関市下有知	三九七五番地一
		理事	池村昭美	関市下有知	八〇三番地二
		理事	山中廣司	関市東志摩	五三番地
		理事	荻廣	美濃市松栄町二丁目	一三一一番地
		理事	須田芳廣	美濃市生櫛	二番地
		理事	川本信夫	関市坂下町	二番地
		理事	後藤信一	関市赤淵	二九〇番地
		理事	足立昌人	関市小瀬	一七四〇番地二
		理事	平田一夫	関市小瀬	一三五七番地一
		理事	古川正勝	関市小屋名	三五一一番地
		理事	村山寿和	関市黒屋	六一三番地一
		理事	市橋一美	美濃市	一四番地
		理事	林一司	関市本郷町	一五八番地
		理事	玉田浩	美濃市	六三三五番地一
		理事	今宮俊朗	関市下有知	

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	令和八・三・六	理事	天野善一	関市下有知	一六八九番地二
		理事	塚原正勝	関市下有知	二二三番地
		理事	今井昭徳	関市下有知	五〇四六番地一

同	三輪節夫	関市下有知	一〇三二番地
同	高井重夫	関市下有知	一七七九番地一
同	篠田博史	美濃市松森	五二〇番地
同	西部則孝	美濃市生櫛	一一七八番地
同	兼村一典	関市坂下町	二三番地
同	岡田輝夫	関市倉知	一一六番地一
同	亀山満寿美	関市小屋名	一六三七番地二
同	足立昌人	関市小瀬	二九〇番地
同	多田英樹	関市小瀬	一六二五番地一
同	石木篤	関市黒屋	三四八番地
同	川嶋義久	美濃市	一六五番地一
総括監事	大野隆	関市下有知	五〇四五番地二
監事	加藤学	関市倉知	九〇〇番地一
員外監事	今宮俊朗	関市下有知	六三三五番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	関市木曾川右岸用土地改良区
認可年月日	令和八・四・一三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	関市肥田瀬用土地改良区
認可年月日	令和八・四・一三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	関市倉知用土地改良区
認可年月日	令和八・四・一三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	川辺町木曾川右岸用土地改良区
認可年月日	令和八・四・一六

落札資格に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札資格について公示する。

令和八年四月二十四日

岐阜県県令 江 崎 敏 秋

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立恵那特別支援学校スクールバス運行管理業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和 8 年 3 月 30 日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 美濃加茂市太田町4361番地
新太田タクシー株式会社
代表取締役 梅村 和行
- 6 契約金額 98,450,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立恵那特別支援学校事務室
(2) 所在地 恵那市岩村町133番地 3

令和八年四月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社